

大島丸における新型コロナウイルス対策基準

(目的)

第1条 この基準は、大島丸に乗船し実習を行う学生、乗組員および教員の健康を確保するために必要な対策を明確にし、もって乗船実習を滞りなく運航することを目的とする。

(健康の確保)

第2条 大島丸実習に乗船が予定された者は、各自の健康管理に努めるとともに、新型コロナウイルスに感染しないよう留意しなければならない。

(乗船の可否判断)

第3条 大島丸実習に乗船が予定された者であっても、下記の症状を発症した者又はその疑いがあると認められた者は乗船することができない。

種 別	内 容
発 熱	体温が37.5度を超過している、又は悪寒がある場合
接 触	14日以内に、新型コロナウイルス感染者と接触したことがある場合
諸症状	関節痛・倦怠感・頭痛・咳・息苦しさ・下痢・嘔吐がある場合
その他	慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、肝機能障害など重症化する恐れのある持病がある場合

(乗船の可否判断時期)

第4条 大島丸実習に乗船が予定された者は、下記の検査を受けなければならない、その結果が前条に適合する場合は乗船することができない。

時 期	検査内容		検査担当者
乗船前	体温測定	問診	一等航海士

(乗船許可の報告)

第4条 前条により乗船時の検査に合格し乗船が決定した場合、検査担当者は検査結果を船長に報告すること。

(乗船中における感染予防措置)

第6条 乗船実習中、乗船者は次に掲げる予防策を講じること。

- (ア) 実習前後に、手洗い・うがいを励行すること
- (イ) 手拭き用タオル（ハンカチ）は各自で携帯し共用しないこと
- (ウ) 食事前に手洗いを励行すること
- (エ) 十分な睡眠、食事を摂ること
- (オ) 閉所は小まめに換気を行うこと
- (カ) 頻繁に触れる場所は、定期的に消毒を行うこと
- (キ) 「感染する恐れがある」との危機感を常に持つておくこと

(乗船中における自己申告)

第7条 乗船中に次の症状を認めたとときには、直ちに申告すること。

- (ア) 37.5度以上の発熱がある
- (イ) 咳・呼吸困難又は息切れがある
- (ウ) 倦怠感・悪寒がある
- (エ) 嘔吐や下痢がある
- (オ) 症状が改善せず悪化してきた

(新型コロナウイルス感染疑発生時における措置)

第8条 船長は実習中、乗船者が新型コロナウイルスに感染した疑いがあると認められる場合は、次の策を講じる。

- (ア) 必ず看護師と連絡を取り、感染者に対する処置方法を確認する
- (イ) 当該感染者を隔離するとともに、船内の感染拡大を防止する
- (ウ) 学校に連絡し、可能であれば当該感染者を下船させる
- (エ) 保護者への連絡を行う（状況の説明とお迎えの依頼）
- (オ) 船内の強制的な換気を実施する
- (カ) 下船するまで、第6条の予防措置を継続して行う

(実習の中止)

第8条 船長は船内に罹患が発生したと考えられる場合は、速やかに実習を中止しなければならない。